



「携帯電話用周波数の利用拡大」に関する意見

平成16年11月4日
平成電電株式会社

- ✦ 弊社は、新規参入のフルラインキャリアとして直収加入電話サービス「CHOKKA」を他に先駆けて全国で開始し、NTTがほぼ独占していた市場に新風をもたらすとともに、低廉で且つ高品質なサービスを提供し、利用者に新規参入におけるメリットの還元を図っております。
- ✦ 弊社は、固定網と移動体網との融合やユビキタス社会を見据え、モバイル事業への展開を進めております。

会社名：平成電電株式会社

代表者：代表取締役 佐藤 賢治

住所：〒150-0012

東京都渋谷区広尾1-1-39

恵比寿プライムスクエアタワー19F

資本金：1,588,662千円

設立年月日：平成2年7月27日

事業の概要：電気通信事業

電話に関わるサービス

- ・音声伝送役務(日本全国)
- ・データ伝送役務(日本全国)
- ・専用役務(日本全国)

ADSL事業部

ISP事業部

国際通信事業

国際電話に関わるサービス

モバイル事業への取組み

(1) 次世代無線LAN事業

- ・本年7月広域無線LAN事業着手
- ・次世代無線LAN技術の開発、実用化に着手
- ・来年末試験サービスを経て商用化を予定

(2) 携帯電話事業

ビジネスプラン概要

- ・サービスプラン 音声サービス、データ通信サービスなど多様且つ低廉なプライスプランで提供
- ・加入者計画 マーケットシェア15%～20%を当面の目標
- ・設備投資 基地局設備等 1000億円～を想定
- ・ネットワーク構築 当社基幹網の活用、ネットワーク構成及びセルプランニングの検討
- ・販売チャンネル 当社代理店網の活用及びインターネット広告媒体活用によるチャンネルの拡充、メーカーブランドの提供等

アクション

- ・予備免許申請の検討・・・実験環境の整備
- ・システム構築に向けたベンダーとの協力、協業体制の検討・・・国内・海外、メーカー対応
- ・ビジネスプランの深度化対応・・・周波数帯域幅等によるビジネスプラン化

- 移動体通信事業の自由競争を確保する観点から、今後の周波数割付は新規参入事業者から優先的に割り付けることを基本とする
- 国民的有限資源である電波帯の有効利用を推進する立場から、既存事業者への割付済み周波数帯の実質契約者数及び実績トラフィックを基準とする利用度の再評価を行い、基準に満たない事業者には周波数帯の返納などの通信行政を行うべきである

新規割付周波数帯は、新規参入のみにするか既存事業者も対象とするか

- 新規参入事業者に移動体通信事業の機会を与える意味から、新規参入事業者への割付を原則とする
- 既存事業者については、実質契約数や実績トラフィック等により客観的に逼迫度を評価し、別途検討する必要がある

将来の割付逼迫に備え、保留分を確保するか否か

- 
- 割付可能帯域が逼迫しているのが現状であり、保留分を確保する必要は無いと考える


割付バンド巾は何MHZとするか、いくつの事業者に割り付けるか

- 
- 10MHz帯域とし3事業者以上に参入の機会を与える必要がある


予定しているサービス内容

- 
- | | |
|---|-----------------|
|  サービス内容 | : 音声及びデータ通信 |
|  提供地域 | : 全国全地域 |
|  開始時期 | : 可能な限り速やかに開始する |
|  MHz巾あたりの利用者見込 | : 100万契約 |

新規参入事業者が競合する場合、どのような基準で選定するか

- 
- 既存の音声サービス契約者数及び、サービス提供面における自営ネットワークの整備度合い、通信事業者としての事業運営実績(事業継続年数、通信網の保守・保全能力)などの客観的評価基準に基づき選定する

事業者が周波数帯を追加する際の要件は何か

- 
- ❏ 第一判定規則として、新規参入事業者がある場合は優先割付を行い、第二判定規則として過去の実績に基づく需要予測により逼迫度に応じて既存事業者に割付を行う

1.7G, 2G, 2.5G, は各々異なる新規事業者とすべきか

- 
- ❏ 異なる新規参入事業者とする